

北海道開発局 総合評価落札方式の考え方について（別冊）

各種試行工事の説明本 （R6年8月時点版）

※本資料の配点や評価方法については標準案のため、
適宜判断のうえ運用することは妨げない。

事業振興部 工事管理課
技術管理課

- | | | |
|---|------------------------|----------|
| ① | 技術者育成型（若手） | （H24年度～） |
| ② | 技術者育成型（チャレンジ型） | （H26年度～） |
| ③ | 施工計画重視型 | （H27年度～） |
| ④ | 登録基幹技能者評価型 | （H23年度～） |
| ⑤ | 特定専門工事審査型 | （H23年度～） |
| ⑥ | 女性技術者の登用を促すためのモデル工事 | （H26年度～） |
| ⑦ | 地元企業活用審査型 | （H23年度～） |
| ⑧ | ICT活用工事 ※総合評価に関係する工種のみ | （H28年度～） |
| ⑨ | 段階的選抜方式 | （H22年度～） |
| ⑩ | WLB評価 | （H29年度～） |
| ⑪ | 新技術導入促進（Ⅰ型・Ⅱ型） | （H30年度～） |
| ⑫ | 建設キャリアアップシステムモデル工事 | （R2年度～） |
| ⑬ | 生産性向上の取組評価 | （R4年度～） |
| ⑭ | 専任補助者制度 | （R4年度～） |

※対象工事が契約した年度

対象発注方式一覧表

	施工能力評価型					技術提案評価型		技術提案評価型		備 考
	2.5億未満 （舗装0.8億未満） 施工能力評価型Ⅰ・Ⅱ		2.5億以上 （舗装0.8億以上） 施工能力評価型Ⅰ		地域維持型JV対 象工事	非WTO		WTO		
	Ⅱ型	Ⅰ型①	Ⅰ型①	Ⅰ型②		S型	A型	S型	A型	
①技術者育成型（若手）	○	○	○	－	－	－	－	－	－	
②技術者育成型（チャレンジ型）	－	○	○	○	○	－	－	－	－	
③施工計画重視型	－	○	○	－	－	－	－	－	－	
④登録基幹技能者評価型	○	○	○	○	○	○	－	－	－	
⑤特定専門工事審査型	－	○	○	－	－	－	－	－	－	
⑥女性技術者の登用を促すためのモデル工事	○	○	○	○	○	○	－	－	－	
⑦地元企業活用審査型	○	○	○	○	○	○	－	－	－	
⑧ICT活用工事	○	○	○	○	○	○	－	発注者指定のみ	発注者指定のみ	
⑨段階的選抜方式	－	－	－	－	－	○	○	○	○	段階的選抜方式実施の場合のみ対象
⑩WLB評価	－	－	○	○	－	○	○	○	○	対象は⑩に記載
⑪新技術導入促進（Ⅰ型・Ⅱ型）	－	○	○	○	－	○	－	○	－	
⑫建設キャリアアップシステムモデル工事	－	－	○	○	－	○	○	○	○	
⑬生産性向上の取組評価	－	○	○	○	－	○	－	○	－	Ⅰ型については発注者指定型ⅠCT活用工事のみ対象
⑭専任補助者制度	○	○	○	－	－	○	－	－	－	

①技術者育成型（若手）

豊富な経験を有する世代が今後引退する局面を迎えるため、世代交代により技術の承継が危ぶまれ、優秀な技術者の確保・育成が課題となっている。

担い手不足への対応や育成機会の確保のため、経験の少ない者にも不利にならないような運用を基本とし、若手技術者活用に向けた取り組みを実施。

～対象工事～

- ・ 施工能力評価型Ⅱ型、Ⅰ型①のうち比較的難易度の低い工事

～試行内容～

下記を適宜設定する。

【若手：緩和】

- ・ 技術者の「同種実績」・「工事成績」・「優良工事等表彰」の加点評価を設定しない。
- ・ 「施工監理能力の確認（書面）」に、若手技術者に対する企業としてのバックアップ体制を審査の一項目として設定する。
- ・ 予定監理（主任）技術者の参加資格として「同種実績」を設定しない。

【若手：同等評価】

- ・ 同種実績の評価において、監理（主任）技術者、現場代理人の実績と担当技術者の実績を同等に評価する。

【若手：緩和十年齢評価】

- ・ 技術者の「同種実績」・「工事成績」・「優良工事等表彰」の加点評価を設定せず、予定監理（主任）技術者について、一定の年齢（公告時点）以下とすることを加点評価とする。

■技術者育成型（若手）の評価対象 ※■囲いの評価項目を設定しない。

企業の能力

技術者の能力

緩和

同種工事実績	工事成績	表彰	NETIS登録技術の活用	地域精通度 地域要件	災害活動等 災害協定	CPD	施工監理能力 の確認（書面）	同種工事実績	工事成績	表彰
--------	------	----	--------------	---------------	---------------	-----	-------------------	--------	------	----

※技術者の同種実績・成績・表彰を評価設定しない。また、参加資格として同種実績を設定しない

同等評価

同種工事実績	工事成績	表彰	NETIS登録技術の活用	地域精通度 地域要件	災害活動等 災害協定	CPD	施工監理能力 の確認（書面）	同種工事実績	工事成績	表彰
--------	------	----	--------------	---------------	---------------	-----	-------------------	--------	------	----

※技術者の同種実績において、監理（主任）技術者及び現場代理人の実績と担当技術者としての実績を同等に評価

緩和と年齢評価

同種工事実績	工事成績	表彰	NETIS登録技術の活用	地域精通度 地域要件	災害活動等 災害協定	CPD	施工監理能力 の確認（書面）	同種工事実績	工事成績	表彰
--------	------	----	--------------	---------------	---------------	-----	-------------------	--------	------	----

※技術者の同種実績・成績・表彰を評価設定せず、一定年齢以下の場合加點評価

年齢評価

チャレンジ

同種工事実績	工事成績	表彰	NETIS登録技術の活用	地域精通度 地域要件	災害活動等 災害協定	CPD	施工監理能力 の確認（書面）	同種工事実績	工事成績	表彰
--------	------	----	--------------	---------------	---------------	-----	-------------------	--------	------	----

※企業・技術者の実績等を評価せず、施工監理能力の確認（書面）の代わりに「簡易な技術提案」を評価項目とし評価

専任補助者制度
【若手監理（主任）技術者】

同種工事実績	工事成績	表彰	NETIS登録技術の活用	地域精通度 地域要件	災害活動等 災害協定	CPD	施工監理能力 の確認（書面）	同種工事実績	工事成績	表彰
--------	------	----	--------------	---------------	---------------	-----	-------------------	--------	------	----

【補助技術者】

同種工事実績	工事成績	表彰	NETIS登録技術の活用	地域精通度 地域要件	災害活動等 災害協定	CPD	施工監理能力 の確認（書面）	同種工事実績	工事成績	表彰
--------	------	----	--------------	---------------	---------------	-----	-------------------	--------	------	----

※若手監理（主任）技術者には、資格及び同種の代要件のみを設定し、評価は専任補助者を対象にする。

【若手：同等評価】

担い手育成のための新たな取組として、担当技術者として経験のある技術者を評価する取組を試行。同種実績の評価において、監理（主任）技術者、現場代理人の実績と担当技術者の実績を同等に評価することで、経験の少ない技術者の参画機会を広げる。

通常の工事配点例

			施工能力評価型	
			Ⅱ型	Ⅰ型
技術者の評価	過去15年度の同種工事の実績 同種性・立場	① より同種性の高い工事において、監理（主任）技術者、特例監理技術者又は現場代理人として従事	7.0	3.0
		② より同種性の高い工事において、 監理技術者補佐又は担当技術者 として従事、又は同種性が認められる工事において、監理（主任）技術者、特例監理技術者又は現場代理人として従事	3.5	1.5
		③ 同種性が認められる工事において、 監理技術者補佐又は担当技術者 として従事	0.0	0.0



技術者育成型（若手：同等評価）

			施工能力評価型	
			Ⅱ型	Ⅰ型
技術者の評価	過去15年度の同種工事の実績 同種性・立場	① より同種性の高い工事において、監理（主任）技術者、特例監理技術者又は現場代理人、 監理技術者補佐又は担当技術者 として従事	7.0	3.0
		② 同種性が認められる工事において、監理（主任）技術者、特例監理技術者又は現場代理人、 監理技術者補佐又は担当技術者 として従事	3.5	1.5
		③ 該当無し	0.0	0.0

担当技術者の経験を監理（主任）技術者等と同等に評価

②技術者育成型（チャレンジ型）

総合評価落札方式における二極化実施後の施工能力評価型について、特定企業への受注の偏り（固定化）や企業の新規参入への阻害が懸念されることから、技術力のある企業の競争参加を促し、受注機会確保の環境作りが必要。

～対象工事～

- ・施工能力評価型Ⅰ型①、②

～試行内容～

- ・企業及び技術者能力の加点評価を設定しない。
- ・「施工監理能力の確認（書面）」の代わりに「簡易な技術提案」を評価項目に設定する。
- ・「簡易な技術提案」については下記評価を標準とする。
 - テーマ：4項目程度（施工上の課題等に関する工夫等）【発注者指定】）
 - 項目数：4項目で各1提案（1項目に対し「○、－」で評価）
 - 記述量：A4版1枚、10ポイント以上
 - 加算点満点：20点
 - 評価段階：「○」評価5点 「－」評価0点
 - 評価手法：絶対評価
 - ヒアリング：実施しない（配置予定技術者の「技術提案に対する理解度」を確認する必要性なし）

③施工計画重視型

施工能力評価型による落札者と非落札者を比較してみると、「施工監理能力の確認（書面）」を求めるⅠ型と、書面を求めないⅡ型においては、いずれも加算点が僅差となっている状況を鑑み、Ⅰ型については、より適切で確実な施工を行う能力を有しているかを書面で確認できる仕組みが必要。

現場に適した施工監理能力を評価し、品質を向上させるという観点から、「施工監理能力の確認（書面）」の評価を重視することで、技術者の能力等をこれまで以上に発揮してもらうことができるような取り組みを試行。

～対象工事～

- ・施工能力評価型Ⅰ型①
- ・工事区分：主に一般土木、必要に応じ、その他の工事区分も可
- ・対象等級：A等級、AB等級、B等級の中から抽出

～試行内容①～

- ・「施工監理能力の確認（書面）」の配点を20点とする。
- ・設問は3問を基本とし、配点内訳は以下のパターンを基本とする。
 - パターン1：（テーマ1）10点、（テーマ2・3）各5点（20点満点）
 - パターン2：（テーマ1）8点、（テーマ2・3）各6点（20点満点）
- ※テーマ1は差がつく傾向のテーマとするなどの設定を検討
- ・記載様式は3問合わせて1枚（文字の大きさは10ポイント）
- ・各設問の評価判定は○（満点）・－（0点）の2段階方式とし、中間点(△)を設定しない。

④登録基幹技能者評価型

専門工事部分の品質確保が目的構造物の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、現場に優秀な登録基幹技能者を配置することで、工事全体の品質確保を図るとともに、登録基幹技能者の更なる技術の向上に資することを目的に、「登録基幹技能者の活用」を評価する方式。

～対象工事～

- ・施工能力評価型Ⅱ型、Ⅰ型①、②、技術提案評価型S型（非WTO）のうち、資格該当工種がある工事

～試行内容～

- ・下請業者において、登録基幹技能者、建設マスター、技能士の配置を評価項目として設定する。
- ・資格工種は複数設定することも可。
- ・評価対象は元請及び下請企業が配置する技術者とするが、元請における予定監理（主任）技術者は評価対象としない。
- ・登録基幹技能者等の配置を加点されて受注した場合は、特別契約書に記載のうえ、評価された技能者を該当工種の施工に従事させなければならない。なお、やむを得ない理由により予定技能者の交代が必要な場合は、同等の資格を有する技能者を配置すること。受注者の責により万が一履行できない場合は、工事成績評定点から、総合評価配点分を減点する。

○評価対象資格と配点内訳の例

配点	評価対象資格	所管省	実務経験年数
1.0点	登録基幹技能者	国土交通省	10年
	優秀施工者国土交通大臣顕彰者（建設マスター）※	国土交通省	20年
0.5点	技能士（特級、1級、単一等級）	厚生労働省	3年～12年

・技能士（2級、3級）は加点対象としない。

※有効期間は、表彰から10年間とし、工事契約日までに上記期間内の場合加点対象とする。

平成27年度以前に優秀施工者国土交通大臣顕彰を受けている場合は、令和7年度まで評価の対象。

【ペナルティ】

※加点評価された受注者が、工事履行に際して明らかに不履行の場合は、総合評価の配点数を工事成績から減点する。

～登録基幹技能者とは～

熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた技能者で、専門工事業団体の資格認定を受けた者です。現場では上級職長等として、元請の計画・管理業務に参画し、補佐するなどの役割を担います。

～主な受講要件～

「登録鉄筋基幹技能者」：実務経験10年以上、職長経験3年以上、1級鉄筋技能士取得者

「登録型枠基幹技能者」：実務経験10年以上、職長経験3年以上、①～③のいずれかの資格所得者

①1級型枠施工技能士、②土木施工管理技士（1級、2級）、③建築施工管理技士

～資格工種～

電気工事	橋梁	造園	コンクリート圧送	防水	トンネル	建設塗装	左官	機械土工	海上起重	PC	鉄筋
圧接	型枠	配管	鳶・土工	切断穿孔	内装仕上工事	サッシ・カーテンウォール	エクステリア	建築板金	外壁仕上	ダクト	保温保冷
グラウト	冷凍空調	運動施設	基礎工	タイル張り	標識・路面標示	消火設備	建築大工	硝子工事	ALC	土工	ウレタン断熱
発破・破砕	建築測量	解体	圧入工	送電線工事	さく井	あと施工アンカー	計装				

～優秀施工者国土交通大臣顕彰者（通称：建設マスター）とは～

「ものづくり」に携わる方の誇りと意欲を増進させるとともに、その社会的評価の向上を図ることを目的として、建設産業の第一線で「ものづくり」に直接従事している建設技能者の中から、特に優秀な技術・技能を持ち、後進の指導・育成などに多大な貢献をしている方を国土交通大臣が顕彰する制度。選考方法は、建設業者団体、都道府県、国土交通省地方整備局・北海道開発局から推薦を受けた技術者について、優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会において審査・選考し、国土交通大臣が被顕彰者を決定する。年1回顕彰式典を実施し、被顕彰者に対し国土交通大臣から顕彰状を授与するとともに徽章が贈呈される。

～選考基準～

～主な資格工種～

建設産業において工事施工に直接従事されている個人で、現役として活躍している建設技能者のうち、次の基準を全て満たしている技術者。

- ①技術・技能が優秀であること
- ②工事施工の合理化等に貢献していること
- ③後進の指導育成に努めていること
- ④安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤他の建設現場従業者の模範となっていること

土工	大工	内装仕上工	とび工	電気工	造園工	塗装工	鉄筋工	舗装工	配管工
左官工	建設機械運転工	タイル工	建具工	橋梁特殊工	板金工	機械器具設置工	鋼構造物工	屋根工	電気通信工

～技能士とは～

厚生労働省所管の国家資格であり、技能検定試験を合格したものを「技能士」と呼ぶ。
 技能検定試験とは、働く上で身につける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度で、機械加工、建築大工など全部で130職種の試験がある。

～技能士における等級と受講要件～

試験の難易度によって1級、2級、3級に分かれるが、職種によっては難易度を分けないで行う単一等級もある。また、職種によっては管理者・監督者向けの特級がある。

技能士 等級区分	技能程度	実務経験 (実務経験のみの場合)	資格のメリット
特級※1	管理者又は監督者が通常有すべき技能の程度	1級合格後5年以上	労働安全衛生法第60条の規定に基づく職長等に対する安全又は衛生のための教育事項の全部を省略。
1級	上級技能者が通常有すべき技能の程度	7年以上	工事現場において主任技術者になれる。 (2級においては実務経験も必要)
単一等級※1	上級技能者が通常有すべき技能の程度	3年以上	
2級	中級技能者が通常有すべき技能の程度	2年以上	
3級	初級技能者が通常有すべき技能の程度	—	

※1 職種により設けられている場合がある区分

～主な資格工種～

建築関係の主な技能士

造園技能士	とび技能士	型枠施工技能士	サッシ施工技能士	石材施工技能士	エーエルシーパネル施工技能士	樹脂接着剤注入施工技能士	ウェルポイント施工技能士
さく井技能士	左官技能士	鉄筋施工技能士	自動ドア施工技能士	建築大工技能士	タイル張り技能士	内装仕上げ施工技能士	塗装技能士
建築板金技能士	築炉技能士	コンクリート圧送施工技能士	バルコニー施工技能士	枠組壁建築技能士	配管技能士	熱絶縁施工技能士	路面標示施工技能士
冷凍空気調和機器施工技能士	ブロック建築技能士	防水施工技能士	ガラス施工技能士	かわらぶき技能士	厨房設備施工技能士	カーテンウォール施工技能士	公告美術仕上げ技能士

⑤特定専門工事審査型

工事目的物の品質に対し、実質的に大きな影響を与える専門工事業者（下請業者）の施工能力等を的確に評価することにより、工事品質の確保を目的とした方式。

～対象工事～

- 施工能力評価型Ⅰ型①
- 専門工事部分が法面処理工、杭基礎工、地盤改良工、海上工事（海上工事については、いずれかの工種に限る。）のいずれかで、工事全体に占める重要度が高いもの。

～試行内容～

- 「施工監理能力の確認（書面）」について、「工事全体（元請）」と「専門工事部分（特定専門業者）」に分けて加点点評価。
- 「特定専門工事業者の技術者の資格」「特定専門工事業者の同種実績（元請又は1次下請として従事）」について加点点評価。
- 落札決定後の下請の特定専門工事業者の変更は原則認めない
- 入札時に特定専門工事業者からの見積書を発注者に提出させ、受注した場合、提出した見積書以上の金額で下請契約を行うことを義務づける。
- 専門工事部分を元請が施工することは妨げない。

施工監理能力の確認（書面）評価項目の例

工事全体（元請）	専門工事部分（特定専門業者）
• 総合的なコスト縮減 • 工事目的物の性能、機能の向上 • 社会的要請（環境の維持、交通の確保等）への対応等	• 専門工事として必要な評価項目 • 専門工事業者の配置予定技術者の能力 • 専門工事業者の同種・類似工事の施工実績等

⑥女性技術者の登用を促すためのモデル工事

国土交通省では、女性の建設産業への入職促進や就労継続等に向けた環境整備を官民挙げて推進していくため、建設業の各団体と共同で行動計画を策定することを申し合わせたところであり、北海道開発局では、女性が活躍できる建設業を目指して、女性技術者の配置を競争参加資格の要件とするモデル工事を試行。

～対象工事～

- 地域の技術者状況を鑑みて、競争参加者数が見込まれる工事

～試行内容～

- 女性技術者の配置を競争参加資格要件として設定。
 - 主任（監理）技術者が女性技術者であること
 - 主任（監理）技術者に女性を配置出来ない場合は、担当技術者に女性を配置すること（ただし、当初契約工期の1／2以上従事すること）
- 女性監理技術者又は主任技術者の施工実績年数の緩和。
- 女性技術者が現場で働くために必要な施設・設備等については契約後別途費用を計上する。

⑦地元企業活用審査型

地域に精通し地域経済への貢献度の高い地元企業が施工することで工事の品質確保、地元企業の育成、地域経済力の向上を目指す取組として、地元企業の下請け活用度に応じて加算点を与えて評価する地元企業活用審査型総合評価落札方式を試行。

～対象工事～

- ・施工能力評価型Ⅱ型、Ⅰ型①、②、技術提案評価型（S型）（非WTO）

～試行内容～

- ・総合評価の評価項目のうち、「地域貢献度」に「地元企業活用率」を設定。

地元企業活用率（％）＝地元企業下請け活用額／入札金額×１００

（地元企業活用額＝当該開発建設部または事務所管内に本店を置く地元企業への一次下請け発注予定額）

配点例

評価項目	評価基準
事務所管内に本店を置く地元企業への一次下請発注予定額の比率	１０％以上：２点 １０％未満５％以上：１点 ５％未満：０点

※但し、地元企業が元請けの場合は、地元企業活用率を１００％とする。

～評価内容の担保～

地元企業活用率は特別契約書により担保し、工事完成時には履行状況の確認を実施

減点数＝－２× $\frac{\text{（審査時の地元企業活用率－工事期間中の地元企業活用率）}}{\text{審査時の地元企業活用率}}$

⑧ICT活用工事(土工)発注方式

土工（対象工種（河川土工・海岸土工・砂防土工・道路土工）を含む「一般土木工事」、「舗装工事」、「維持工事」）

「ICT活用工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建機による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

《①～⑤の全面活用を実施しない場合》
工事成績評価において減点の対象とするが、受注者の責によらないものは減点しない。

《①～⑤の全面活用
を実施しない場合
①～⑤を部分的に実施

1. ②④⑤を必須として部分的に実施した場合
 - (1) 工事成績で加点評価する。
 - (2) 実施部分について必要経費を変更計上するが、④と⑤の費用は④を面管理で実施した場合に計上
※④については現場条件により断面管理とすることができる。

【施工者希望Ⅰ型】

《①～⑤を全面活用する場合》

- (1) 総合評価で加点評価する
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

○技術提案評価S型or施工能力評価Ⅰ型orⅡ型
※現場条件等により施工者希望Ⅰ型の発注が厳しい場合は【施工者希望Ⅱ型】による発注も可

【施工者希望Ⅱ型】

(1) 総合評価の対象としない

《①～⑤を全面活用する場合》

- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

○施工能力評価Ⅰ型orⅡ型

【発注者指定型】

(1) 総合評価の対象としない

(2) 工事成績で加点評価する

(3) 必要経費は当初設計で計上

○ICTモデル事業は、技術提案評価S型or施工能力評価Ⅰ型orⅡ型

○OWT0工事は、技術提案評価A型orS型

従来施工

Yes

予定価格 2億5千万円以上

No

予定価格 1億6千万円以上
又は
土工量 5千m3以上

Yes

No

No

Yes

1：土工量や予定価格は目安であり、発注方式の設定にあたっては、工事内容及び地域におけるICTの普及状況等を勘案し決定。

2：ICT活用工事の対象としていない工事で、ICTの活用を全面的に活用を希望する場合（既発注工事）は協議によりICT活用工事とすることができる。

⑧ICT活用工事(舗装工)発注方式

対象工種（舗装工・付帯道路工）を含む・「アスファルト舗装工事」
・「セメント・コンクリート舗装工事」・「一般土木工事」

「ICT活用工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建機による施工（路盤工の場合）
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

《①～⑤の全面活用を実施しない場合》
工事成績評価において減点の対象とするが、受注者の責によらないものは減点しない。

《①～⑤の全面活用
を実施しない場合
①～⑤を部分的に実施

1. ②④⑤を必須として部分的に実施した場合
- (1) 工事成績で加点評価する。
 - (2) 実施部分について必要経費を変更計上するが、④と⑤の費用は④を面管理で実施した場合に計上
※④については面計測の補完した場合も含む

【施工者希望Ⅰ型】

- 《①～⑤を全面活用する場合》
- (1) 総合評価で加点評価する
 - (2) 工事成績で加点評価する
 - (3) 必要経費は変更計上する
- 技術提案評価S型or施工能力評価Ⅰ型orⅡ型
※現場条件等により施工者希望Ⅰ型の発注が厳しい場合は【施工者希望Ⅱ型】による発注も可

【施工者希望Ⅱ型】

- 《①～⑤を全面活用する場合》
- (1) 総合評価の対象としない
 - (2) 工事成績で加点評価する
 - (3) 必要経費は変更計上する
- 施工能力評価Ⅰ型orⅡ型

【発注者指定型】

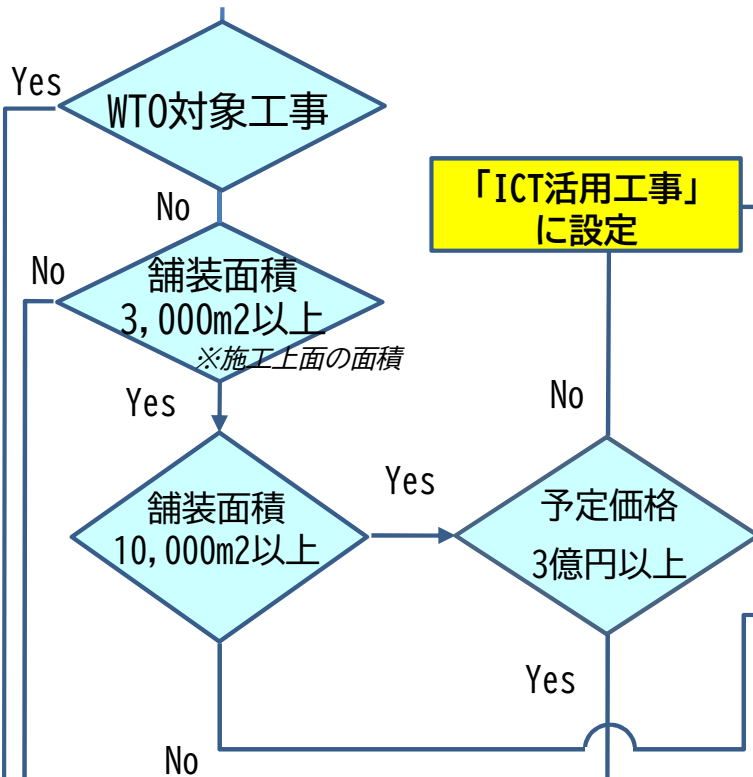
- (1) 総合評価の対象としない
 - (2) 工事成績で加点評価する
 - (3) 必要経費は当初設計で計上
- ICTモデル事業※1は、技術提案評価S型or施工能力評価Ⅰ型orⅡ型
○WTO工事は、技術提案評価A型orS型

従来施工

「ICT活用工事」に設定

「ICT活用工事」に設定

「ICT活用工事」に設定

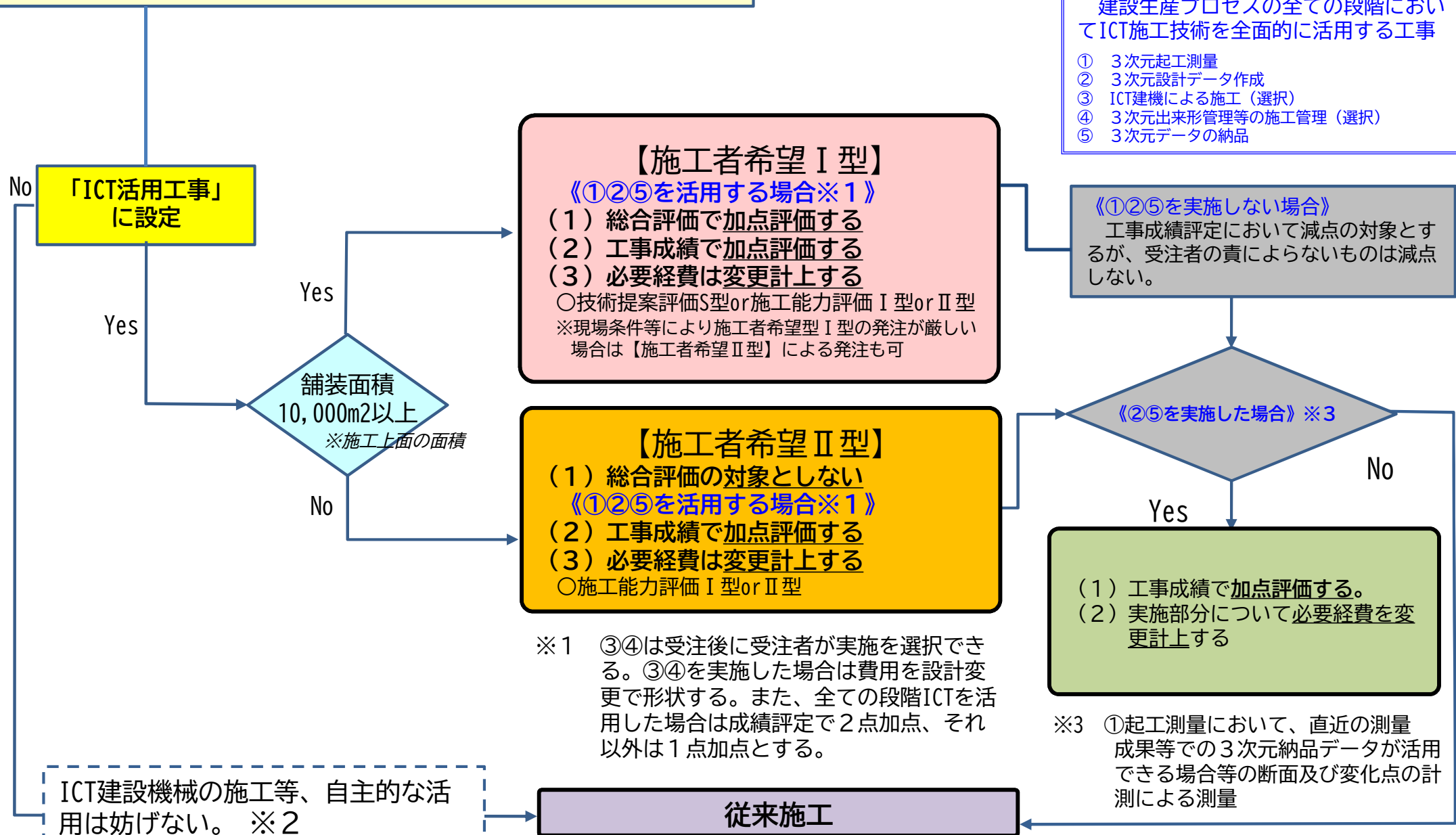


ICT建設機械の施工等、自主的な活用は妨げない。 ※2

注：施工量や予定価格は目安であり、発注方式の設定にあたっては、工事内容及び地域におけるICTの普及状況等を勘案し決定。
※1：ICTモデル事業：前工程で3次元モデルが作成されている工事または、後工程（次年度工事や維持管理段階）において3次元モデルを活用を図る工事
※2：ICT活用工事の対象としていない工事で、ICTの活用を全面的に活用を希望する場合（既発注工事）は協議によりICT活用工事とすることができる。

⑧ICT活用工事(舗装修繕工)発注方式

対象工種～舗装工のうち「切削オーバーレイ工」、「路面切削工」



注：施工量や予定価格は目安であり、発注方式の設定にあたっては、工事内容及び地域におけるICTの普及状況等を勘案し決定。

※2：ICT活用工事の対象としていない工事で、ICTの活用を全面的に活用を希望する場合（既発注工事）は協議によりICT活用工事とすることができる。

⑧ICT活用工事【港湾・漁港】実施方針案

対象工種及び活用内容

工種	区分	活用内容				
		3次元起工測量	3次元数量計算	ICTを活用した施工	3次元出来形測量	3次元データ納品
ICT浚渫工	発注者指定型 (フルセット)	○	○	○	○	○
	施工者希望型 (フルセット)	○	○	○	○	○
	施工者希望型 (簡易) ※	□	□	△	□	□
ICT基礎工	発注者指定型 (フルセット)	○	○	○	—	○
	施工者希望型 (フルセット)	○	○	○	—	○
	施工者希望型 (簡易) ※	□	□	△	—	□
ICTブロック 据付工	発注者指定型 (フルセット)	—	—	○	○	○
	施工者希望型 (フルセット)	—	—	○	○	○
	施工者希望型 (簡易) ※	—	—	△	□	□
ICT本体工	発注者指定型 (フルセット)	—	—	○	—	—
	施工者希望型 (フルセット)	—	—	○	—	—
ICT海上 地盤改良工	施工者希望型 (フルセット)	○	○	○	○	○
	施工者希望型 (簡易) ※	□	□	△	□	□

凡例 実施する : ○
 実施しない : —
 選択して実施 : □、△

※施工者希望型(簡易)においては、□又は△のいずれかを実施する。

なお、受注者の希望により全て実施することを選択した場合は、フルセットとして試行する。

発注方式と各取扱

【発注者指定型(フルセット)】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は当初設計で計上する

【施工者希望型(フルセット)】

- (1) 総合評価で加点評価する
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

【施工者希望型(簡易)】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

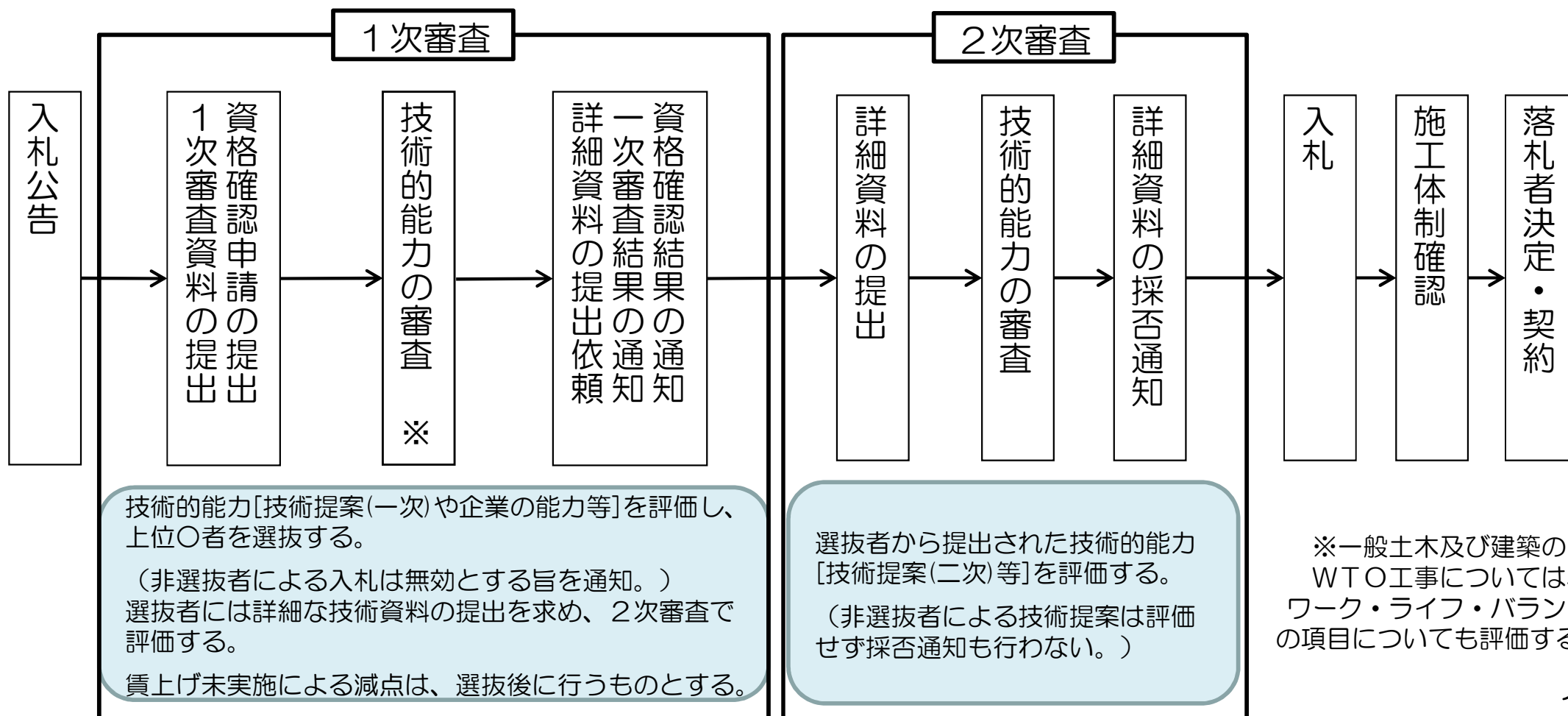
⑨段階的選抜方式

受発注者双方の事務負担軽減等を目的に、競争参加者が多数見込まれる工事等において十分な競争環境の確保を行う試行。

～対象工事～

- ・一般土木及び建築のWTO対象工事
- ・技術提案評価型S型、A型のうち、競争参加者数が比較的多くなることが見込まれる工事

○手続きの流れ



⑩WLB（ワーク・ライフ・バランス）評価

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、一般土木及び建築の政府調達協定対象工事（WTO工事）及びA等級の工事、並びに技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約の発注を対象に、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価。

～対象工事～

- ・一般土木及び建築の政府調達対象工事（WTO工事）及びA等級工事に下記項目を評価項目に設定する。

～試行内容～

評価基準		配点
女性活躍推進法に基づく認定等 （えるぼし・プラチナえるぼし 認定企業等	えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。	政府調達協定対象工事 （WTO工事） 1. 0点 上記以外 0. 5点
	えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。	
	えるぼし3段階目の認定を取得している。	
	プラチナえるぼしの認定を取得している。	
	一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。	
次世代法に基づく認定 （くるみん・プラチナくるみん 認定企業）	「くるみん認定」を取得している。	上記以外 0. 5点
	「プラチナくるみん（特例）認定」を取得している。	
	「トライくるみん認定」を取得している。	
若者雇用促進法に基づく認定 （ユースエール認定企業）	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。	

※各種認定についての詳細は下記URLを参照

- ・女性活躍推進法に基づく認定等：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>
- ・次世代法に基づく認定：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html
- ・若者雇用促進法に基づく認定：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>

実用段階にある技術を有効に活用し、新技術を活用した効率的な施工管理、安全管理等による工事品質の向上等につなげることを目的とする方式。

～対象工事～
施工能力評価型（Ⅰ型）又は、技術提案評価型（S型）のうち、NETIS登録技術等の実用段階にある技術を対象に発注者が積極的な活用を促したい技術分野があり、主に複数の候補技術が存在するもの。

～対象とする技術～
NETIS登録技術又はNETIS掲載期間を終了しているが有効性が認められる技術。

総合評価 配点（案）

評価項目	施工能力評価型 （Ⅰ型）		技術提案評価型 （S型）	
提案された新技術（NETIS登録）の活用が有効かつ具体的である場合	企業 の 能力 等	2点	技術 提案 等	6点
提案された新技術（NETIS未登録）の活用が有効かつ具体的である場合		1点		3点
提案された新技術の活用が有効かつ具体的でない場合		0点		0点
		※企業の能力等の評価における「NETIS登録技術の活用（1点）」の加点項目を上記に置き換える。	※企業の能力等の評価における「NETIS登録技術の活用（1点）」の加点項目は通常通り設定する。 ※「技術提案」のテーマの一つとして上記のとおり加点評価する。	

【ペナルティ】
※受注者が適切に提案の内容を履行しなかった場合には、契約不履行の違約金の徴収、工事成績評定の減点等の必要な措置を行う。

～工事成績評定点～
NETIS登録技術を活用した場合は、通常の工事と同様に創意工夫【新技術の活用】のところで活用の効果の程度に基づき加点する。

⑪新技術導入促進(Ⅱ)型

発注者が指定するテーマについて、実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術の検証に関する提案を求め、総合評価において提案技術の有効性、具体性等について評価する試行。

～対象工事～

原則、技術提案評価型（S型）のうち、発注者と連携し施工現場において一体的に取り組むことにより、当該事業において工事品質向上等の効果が期待される技術があるもの。

～対象とする技術～

実用段階に達していない技術、又は要素技術など研究開発段階にある新技術のうち、当該工事において新技術を活用することによって、施工管理の効率化若しくは安全性の向上等の観点から有効であり、工事品質の向上等に効果があると考えられる技術を対象。

総合評価 配点（案）

評価項目	技術提案評価型 (S型)	
提案された新技術の開発が有効かつ具体的である場合	技術提案等	6点
提案された新技術の開発に有効性、具体性が認められない場合		不可
		※「NETIS登録技術の活用（1点）」の加点項目は通常通り設定する。 ※「技術提案」のテーマの一つとして上記のとおり加点評価する。

新技術導入経費

新技術の実証等に要する費用は見積もりを取るなど適切に設定し、予定価格に計上。
 （新技術に関する技術提案内容が具体的でない場合等は工事契約後に減額変更等の対応）

※上記は標準案とし、工事内容に応じ工事管理課に相談すること。

【ペナルティ】

※受注者が適切に提案の内容を履行しなかった場合には、契約不履行の違約金の徴収、工事成績評定の減点等の必要な措置を行う。

(別記様式〇〇)

新技術導入促進（Ⅰ）型での新技術活用提案
(工事名:〇〇〇〇〇〇〇〇工事)

会社名: 〇〇建設(株)

■テーマ	〇〇が〇〇できる新技術		
■新技術の名称		■NETIS 登録番号	
■新技術の施工方法及び使用箇所	注)「〇〇工」などの曖昧な記述は認めない。 具体的な施工方法と使用箇所を記載すること。 必要に応じて、図・表を貼り付けても良い。 提案は、1項目とする。 NETISに登録されていない新技術の提案を行う場合は、工事の活用実績等、実用段階の技術と判断可能な記載とすること。		
■期待される効果	注) 本工事の特徴を踏まえ、具体的に記述すること。 例) 通常〇〇で施工するところ、新技術の〇〇により施工を行う。 これにより、〇〇の効果が期待でき、〇〇の向上に繋がる。		

- 注1 本工事に「新技術情報提供システム(NETIS)」に掲載された新技術を活用する場合、NETIS登録技術であることが確認できるページを添付すること。
- 注2 過去にNETISに登録事実がある新技術を活用する場合、NETIS登録時のNETIS登録番号を記入すること。
- 注3 情報化施工の活用を評価する工事においては、情報化施工の活用項目で評価対象となりえる新技術については加点対象としない。
- 注4 ICTの活用を評価する工事においては、ICT活用の項目で評価対象となりえる技術について、の活用では加点対象としない。
- 注5 入札手続き開始日時点において、掲載期間終了技術については、NETIS未登録技術として扱う。

(別記様式〇〇)

新技術導入促進（Ⅱ）型での新技術現場実証に関する提案
(工事名:〇〇〇〇〇〇〇〇工事)

会社名: 〇〇建設(株)

■テーマ	〇〇工事における〇〇が〇〇できる新技術の現場実証
■現場実証技術の内容	注) 現場実証する技術の新規性（従来技術の応用、組み合わせ等）、有効性（目標とする精度、レベル等）が判断できる記載とする。
■現場実証の方法	注) 具体的な現場実証の方法（試験対象範囲（区間）、試験の期間、費用（参考見積は任意様式）、使用資機材又は人員の仕様・数量、留意点、不具合があった場合の対応方法等）を記載すること。 必要に応じて、図・表を貼り付けても良い。
■今後の見通し	注) 実証試験結果が良好であった場合の今後の展開、適用可能な地域、工事、工種等を想定可能な範囲で具体的に記載すること。

注 本様式に記載不可能な場合は、別紙の提出を認める。

⑫建設キャリアアップシステムモデル工事

建設技能者の処遇改善による担い手確保を更に推進することを目的として、令和2年3月23日にとりまとめた「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」に基づき、国土交通省直轄の対象工事において建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用するモデル工事を試行。

～発注方式～

CCUS義務化モデル工事

発注者が、CCUSを活用することを指定する方式であり、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評価で加点又は減点を行う試行工事

CCUS活用推奨モデル工事

受注者が、工事着手前に、発注者に対してCCUSを活用することを協議したうえで取り組む方式であり、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評価で加点を行う試行工事

～北海道開発局における対象工事～

一般土木工事かつWTO対象工事

→ CCUS義務化モデル工事

一般土木工事以外のWTO対象工事及び、一般土木工事の予定価格が2億5千万円以上のWTO対象以外の工事、舗装工事の予定価格が1億2千万円以上のWTO対象工事以外の工事

→ CCUS活用推奨モデル工事

※CCUS活用推奨モデルについては、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で上記以外の工事においても実施可能

～試行内容～

右表のとおり指標ごとの最低基準及び目標基準を指定するものとし、最低基準及び目標基準の達成状況に応じて、工事成績評価に基づく工事成績評価点において加点（CCUS義務化モデル工事においては加点又は減点）を行う。

受注者が全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、同考査項目において更に加点する。

指標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

実施例 CCUS活用推奨モデル工事の場合 ※工期は1年間（365日）を想定

ステップ1 計測値の元となるデータを収集		
項目	工期の始期から半年後まで	半年後から工期の終期まで
下請企業	20社	14社
技能者	100人	70人
CCUS登録事業者	19社	12社
CCUS登録技能者	85人	53人
タッチした入場技能者数	9928人	2902人
入場技能者数	14600人	5110人

ステップ2 計測値と平均率の算定					
項目	計測日		平均	最低基準	目標基準
	工期の始期から半年後	半年後から3ヶ月後			
登録事業者率	95.0%	85.7%	90.4%	70%	90%
登録技能者率	85.0%	75.7%	80.4%	60%	80%
就業履歴蓄積率	68.0%	56.8%	62.4%	30%	50%



全ての指標に係る目標基準を達成したため、工事成績評定で加点する。
なお、平均登録技能者率については90%以上を達成していないため、同考査項目における更なる加点はしない。

⑬生産性向上の取組評価

建設現場の生産性を向上させるi-Constructionの推進に加え、新型コロナウイルス感染症対策を契機とした非接触・リモート型の働き方への転換をはじめとした、インフラまわりのデジタル化・スマート化を図るためのインフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（DX）のより一層の推進が課題となっており、こうした状況を踏まえ、国交省の直轄土木工事の入札時の総合評価において、ICT活用等による生産性向上の取組に関する技術提案（施工計画への記載）を求める試行を実施。

～発注方式～

技術提案評価型S型

～対象工事～

技術提案評価型S型で発注する工事のうち、下記のいずれかに該当するもの

- ・入札参加者が多く見込まれる工事
- ・同一工種の施工量が大きく生産性向上の効果が大きいと想定される工事

～試行内容～

- ・テーマ（課題）に対して複数求める提案のうち1つを、生産性向上に資する提案として設定

例：施工の効率化、省力化に関する技術提案

労働環境の改善に関する技術提案

情報通信技術（ICT）の活用等による生産性向上に関する技術提案 等

- ・提案について、生産性向上の効果について、段階的評価を実施

高い効果が期待できる → 満点

効果が期待できる → 50%

一般的事項のみの記載となっている → 0点

⑬生産性向上の取組評価

建設現場の生産性を向上させるi-Constructionの推進に加え、新型コロナウイルス感染症対策を契機とした非接触・リモート型の働き方への転換をはじめとした、インフラまわりのデジタル化・スマート化を図るためのインフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（DX）のより一層の推進が課題となっており、こうした状況を踏まえ、国交省の直轄土木工事の入札時の総合評価において、ICT活用等による生産性向上の取組に関する技術提案（施工計画への記載）を求める試行を実施し、ICT活用等による生産性向上の取組の一層の推進や普及を図る。

～発注方式～

施工能力評価型Ⅰ型

～対象工事～

施工能力評価型Ⅰ型で発注する発注者指定型のICT活用工事

～試行内容～

- ・施工能力評価型Ⅰ型で提出を求める施工計画について、「施工の効率化や新技術の活用による生産性向上について」を特に配慮すべき事項として入札説明書に示し、記載を求める。
 - ・記載内容の妥当性の有無を確認（下記のいずれかに該当する場合には妥当性「有」として評価）
 - ICT活用工事における実施内容について妥当な内容が記載されているか。
 - ICT活用工事における実施内容以外で施工の効率化や新技術の活用による生産性向上の取組として妥当な内容が記載されているか。
- ※以上の方法を基本とするが、施工計画を点数化して評価している事例もあることから、記述された内容に応じて点数化して評価することも可能。

豊富な経験を有する世代が今後引退する局面を迎えるため、世代交代により技術の承継が危ぶまれ、優秀な技術者の確保・育成が課題となっている。

若手技術者や経験の少ない技術者の育成機会の確保を図るための取り組みを実施。

～発注方式～

施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）、技術提案評価型（S型非WTO）

～試行内容～

- ・若手の監理（主任）技術者に加え、ベテラン技術者を専任補助者として追加配置し、ベテラン技術者の同種実績、成績、表彰を評価対象とする。
- ・監理（主任）技術者に配置する若手の技術者の同種実績は、代要件（同種実績の施工量や施工方法等の制限無し）の施工経験だけで配置可能とするよう緩和。
- ・専任補助者は、担当技術者において専任であること。
- ・工事完了時は、配置された立場に応じた実績を付与。

	【若手】	【ベテラン】	
	監理（主任）技術者	専任補助者 （担当技術者）	現場代理人
資格	○	○	入札時の条件は 全て評価対象外
同種実績	代要件※	○	
入札時の評価	—	○	

※代要件例）

求める同種実績が土工の場合、土工量の制限は設けず、土工の経験があれば配置可能

※ベテランの同種実績要件例）

求める同種実績が土工の場合、土工量〇〇m3以上の土工経験があれば配置可能